

株式会社 清水組 一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境を作ることによって、従業員がその能力を十分に発揮出来るようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成26年10月1日から平成31年9月30日までの5年間
2. 内容

I. 雇用環境の整備に関する事項。

(1) 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備。

目 標 1 男性の育児休業取得を促進するための措置の実施事項について周知する。

対 策

- ① 平成26年10月から育児休業制度を周知するための資料を整備し、従業員に対して周知・啓発を実施する。
- ② 子どもが生まれて父親となる従業員及び所属長に対する研修を実施する。

目 標 2 計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性従業員 計画期間内に1人以上取得する。

女性従業員 取得率を70%以上に維持する。

対 策

- ① 男性も育児休業を取得できることを周知するため、研修会等を実施する。
- ② 育児休業中の従業員で希望する者を対象とし、職場復帰のための講習会を実施する。

目 標 3 計画期間内に、三歳以上小学校就学前までの子を養育する従業員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

対 策

- ① 平成26年10月から従業員へのアンケート調査を行い、検討する。
- ② 社内連絡用紙等を活用して従業員に対して周知・啓発を図る。

目 標 4 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度を周知する。

対 策

- ① 平成26年10月から育児休業制度を周知するための資料を整備し、従業員に対して周知・啓発を実施する。
- ② 社内連絡用紙等を活用して従業員に対して周知・啓発を図る。

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備。

目 標 5 年次有給休暇の取得の促進のための措置を実施する。
年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間5日以上とする。

対 策

- ① 年次有給休暇の計画的な取得に向けて検討し、従業員に積極的な取得を促す。

★事業を利用して・・・ 株式会社清水組さん（男鹿市）

- ・今回行った事業で、仕事と家庭の調和、仕事と子育ての両立がいかに重要かを認識することができました。
- ・育児休業が取得しやすい体制の整備を行うとともに、他の各種休暇制度の活用も積極的に推進していきたい。
- ・育児休業並びに他の各種制度も積極的に活用できるように、休業制度内容を従業員に周知し、よりきめ細かい情報提供を行っていきたい。

★次世代育成サポートアドバイザー 祝 修二さん

- ・会社は常に従業員に対する処遇を考え、働きやすい職場環境を作ろうと思っています。
- ・会社の仕事と子育ての両立支援及び仕事と家庭の両立支援に対する積極的な取組を感じました。
- ・従業員が活用したい場合には、会社としてできるだけ支援する方針です。始めから全てに取り組むのではなく、できることから始めてみてはどうかを提案しました。
- ・今後とも労使双方がお互いに協力して積極的に取り組むことを期待いたします。